



# 商工会ニュース

平成24年12月20日  
発行 桜川市商工会  
会長 川嶋利弘  
岩瀬事務所 76-1800  
真壁事務所 55-4111  
大和事務所 58-5069

貯蓄・死亡保険・融資の三本だて！！  
小さな掛金 大きな安心

## “ 商工貯蓄共済 ”

- 加入できる方は？  
商工会員・会員の家族・従業員
- 掛金は？  
月々2,000円（被保険者1人につき10口まで）
- 被保険者は？  
6歳～65歳まで
- 融資は？  
事業主融資・従業員融資（運転資金／設備資金）  
1口あたり100万円以下
- 医療特約もつけられます（オプション）

※融資制度の利用については一定の条件を満たす必要があります。また、信用保証協会を利用する場合は協会の審査がありますので、無条件で融資を受けられるものではありません。

## 労働保険への加入はお済みですか？

労働保険は従業員の安心の為だけでなく、経営者の安心の為のものでもあります。労災事故はいつ誰に起こるかわかりません。

### ● 労働保険とは？

労災保険と雇用保険とを総称したことです。労働者を一人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず適用事業となり、事業主は加入手続きをし、保険料を納付しなければなりません。

### ● 掛け金について

労災保険・・・全額事業主負担

雇用保険・・・事業主と労働者双方で負担

## 自動車共済

『当面の間、年代別掛金を導入いたしません！！』

満期更新時が見直しのチャンス！！

～お見積もりはお気軽に～

- 損保や他共済からも無事故割引を継承
- 事故処理は専任のスペシャリストがサポート
- 夜間・休日の緊急事故にも対応
- 24時間365日安心の無料ロードサービス
- すばやく、ていねいな事故対応

※年代別掛金とは、

ドライバーの高齢化に伴い、30才以上の区分を年代ごとに細分化し、高齢になるにしたがって保険料が割増しになります。

## 火災共済のご案内

**普通火災共済**・・・安い掛金のベーシックタイプ

1. 火災
2. 落雷
3. 破裂または爆発
4. 風災、ひょう災、雪災

**総合火災共済**・・・あなたの財産を守る安心プラン

上記1～4に加えて、

5. 物体の落下、衝突
6. 騒じょう、労働争議
7. 水ぬれ
8. 盗難
9. 水災

**新総合火災共済**・・・新価補償で納得プラン

補償内容・免責金額・臨時費用共済の組合せ可能

地震見舞金補償特約・・・地震への備えは大丈夫ですか？

新価共済特約・・・自己資金0で建物が再築できます。

類焼見舞金特約・・・類焼してしまったらどうします？

※ 各種共済のお問い合わせは、各事務所にご連絡ください。

## さくら共済 少ない掛金で手ごろな安心

月々の掛金は、1口800円からです。

～～補償～～

- 死亡および高度障害された場合、給付金が支払われます。
- 不慮の事故で、5日以上入院された場合には、入院給付金が支払われます。
- 商工会独自の制度で、入院見舞金・通院見舞金・結婚祝金・出産祝金が支払われます。

※保険金、給付金、見舞金の支払いには条件がありますので、ご確認ください。

## 経営者の退職金 “” 小規模企業共済 “”

1. 全国で120万人の経営者が加入しています。
2. 掛金は、全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）
3. 無理のない掛金設定が可能です。  
(月額1,000円～70,000円の範囲で自由に選択)
4. 共済金の受け取りは3タイプ
5. 受け取り時にも税制面で大きなメリット
6. 災害時や緊急時には、契約者貸付が利用可能
7. 一事業主につき二人まで共同経営者が加入可能

## 中小企業退職金共済（中退共）

～従業員の意欲向上のために～

- 掛け金の一部を国が助成
- 税法上の特典  
掛金は、法人の場合は損金として、個人事業の場合には必要経費となります。
- 通算制度の利用  
条件を満たせば、転職しても通算する事が可能です
- 提携割引サービスの利用  
加入者は提携しているホテル、レジャー施設等を割引料金で利用できます。
- 掛金  
5,000円から30,000円の間で選べます。

あなたも家族も従業員もまると守る

## 商工会の福祉共済

- 「けが」の補償  
3タイプの掛金より選べます。
- 「病気」の補償  
けがの補償に医療特約が付けられます。
- 「がん」の補償  
→診断共済金として100万円をお受け取り頂けます。  
→再発・転移しても診断共済金はお支払いします。  
→日帰り入院から補償します。  
→がんの手術だけでなく病気・けがで所定の手術を受けた時、何度でも補償します。  
→先進医療を受けた時、何度でも補償します。

## オゾン層を守り地球温暖化を防止するため適切にフロンを回収しましょう！

業務用のエアコン、冷凍・冷蔵機器の所有者は、「フロン回収・破壊法」により、フロンを回収することが義務づけられています。

フロンを使用している機器の整備時、廃棄時など、フロンを回収する際は、茨城県に登録しているフロン回収業者に依頼して下さい。

また、建物を解体するとき、その元請業者は、フロンを使用している機器の有無を確認し、発注者に書面で説明することが必要です。

《茨城県登録のフロン回収業者は》・・・インターネットで見られます。

県庁ホームページ→各課ホームページ→生活環境部の環境対策課→大気保全→

第一種フロン回収業→回収業者登録簿へ

【問合せ先】 茨城県 生活環境部 環境対策課 大気保全グループ

TEL 029-301-2961